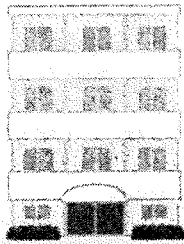


STOP! 受動喫煙

煙の配慮は、マナーからルール(※1)に変わりました
近隣や周囲へのご配慮をお願いいたします

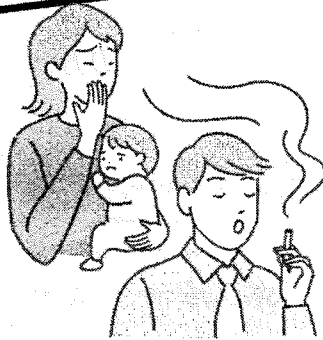
(※1) 健康増進法 27 条により周囲への配慮義務が規定されています。

窓や換気扇からの煙

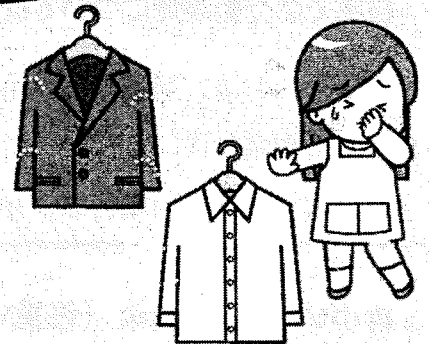


なんと! ~ご存じですか? けむりの到達距離~
直径 14mの円周内 (約 95 畳) と広範囲!

子どもに吸わせない



三次喫煙 (残留受動喫煙 ※2)

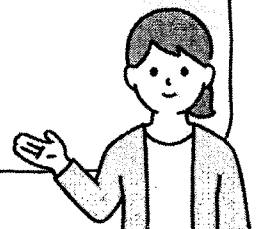


※2 タバコを消した後に残留する化学物質を吸入すること。
サードハンド・スモークとも呼ばれる。



【禁煙をご希望の方へ】

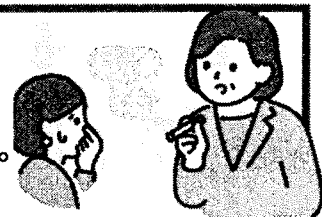
- ・健康推進課では、「禁煙相談」を実施しています。
下記「健康推進課」までご連絡ください。
- ・市ホームページにて、禁煙外来等の情報を掲載しています。
表面の二次元コードよりご覧ください。



吸わない、吸わせない、あなたも私も。 受動喫煙のない社会を目指しましょう！

たばこの煙の健康影響

受動喫煙とは、「他人のたばこの煙を吸ってしまうこと」をいいます。



喫煙者が吸っている「主流煙」より、

周囲の人が吸っている「副流煙」のほうが多くの有害物質が含まれています。

日本では、受動喫煙により約1万5千人が命を落としているといわれています。

○受動喫煙による主な健康影響

大人の健康に及ぼす影響	肺がん、虚血性心疾患、脳卒中など
こどもの健康に及ぼす影響	喘息、乳幼児突然死症候群（SIDS）
妊娠・出産に及ぼす影響	低出生体重・胎児発育遅延

受動喫煙で困っている人がいるかも...

窓の隙間や、換気扇などから

たばこの煙が他の家に入っていることもあり、

意図せずに周囲に影響が及んでいるかもしれません。

寄せられたご意見



- ◆ 煙の臭いで具合が悪くなった
- ◆ 家族の健康に影響がないか心配 等

自宅での受動喫煙については、健康増進法で喫煙を禁止することができません。

お悩みの方は、騒音やごみ出しなどの近隣トラブル同様、アパートの方は貸主や管理会社に、マンションの方は管理組合などに相談しましょう。

また、解決が難しい場合は、弁護士などへのご相談もご検討ください。



【佐倉市のたばこ対策（佐倉市ホームページ）】

「佐倉市のたばこ対策について」は

こちら➡



「たばこと健康・禁煙相談について」は

←こちら

【ポスター・ステッカー】

市では、望まない受動喫煙防止について周知啓発をできるよう作成しました。

ご希望の方は、裏面の【問合せ先】にご連絡ください。

- 受動喫煙に係るコールセンター： 0120-251-262 ※受付時間 9：30～18：15（土日・祝日は除く）
- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

裏面は、受動喫煙防止のポスターデザインです。ご覧ください。➡